平成２２年（フ）第９２号
岩手県北上市村崎野16地割138番地12、前住所岩手県北上市二子町宿西66番地１
債務者　水野　幸恵
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部
平成２２年（フ）第１７３号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字福芦359番地２県営福芦住宅213号
債務者　田中　　毅
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２２年（フ）第２０６号
宮城県栗原市築館源光12番60号
債務者　白鳥とよみ
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２２年（フ）第３７３号
兵庫県伊丹市北本町３丁目107番地　松応荘２号棟２Ｆ－Ｇ
債務者　平八重由美子
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部
平成２２年（フ）第３７８号
兵庫県伊丹市東野１丁目58番地
債務者　大西　信広
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部
平成２２年（フ）第５７９号
千葉県松戸市下矢切98番地の６
債務者　藤田　友和
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２２年（フ）第６２８号
千葉県松戸市日暮３丁目12番地の１　矢野マンション401号
債務者　中村幸子こと　安　　景玉
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２２年（フ）第６３０号
千葉県柏市塚崎1004番地26
債務者　伊藤　　彰
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２２年（フ）第６４０号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目13番地15　小野寺方
債務者　小野寺亮子（旧姓本間）
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２２年（フ）第６５７号
千葉県柏市大室257番地の25
債務者　野嶋　昭夫
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２２年（フ）第４１５号
和歌山県海南市日方1500番地１
債務者　金末子こと　栗川　末子
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第４７３号
和歌山県海南市且来666番地１　コーポシンワ２－Ｃ
債務者　西谷友香子
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第４９１号
和歌山市和歌浦東２丁目９番28号
債務者　増田　昌彦
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第４９６号
和歌山県岩出市吉田27番地の６
債務者　東﨑　晃二
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第５０３号
和歌山市松島302番地の６　ディアスM201号
債務者　小浴真祐美（旧姓坂本）
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第５１２号
和歌山市西仲間町１丁目30番地　医療法人杏林会嶋病院、住民票上の住所和歌山市黒田323番地　三和アパート１号
債務者　岩﨑日出夫
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（フ）第１０８号
山口県岩国市麻里布町７丁目１番12―301号
債務者　渡橋　　誠
１　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２２年（フ）第２１０号
神奈川県横須賀市小矢部３丁目６番26号
債務者　渡邊　弘一
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部